

一部繰上償還申出書

財団法人 静岡県教職員互助組合 様

平成 年 月 日

下記のとおり、借受中の貸付金を一部繰上償還し、返済方法を変更することを申し出いたします。

組 合 員 記 入 欄	所属コード				組合員番号						
	所 属 所 名				() -						
	フリガナ				(印)						
	氏 名										
	一部繰上償還 希 望 月		平成 年		月末の貸付残額に一部繰上償還します。						
	貸 付 種 別 〔一部繰上償還する種 別を 印で囲んでく ださい。〕		01生活資金		02介護・看護資金		03オートローン				
			05奨学資金		06入学資金		07生活（災害）資金				
			08結婚資金		09住宅資金						
	貸 付 番 号		貸 付 年 月 日		昭和 平成 年 月 日						
	項 目		毎月払い		ボーナス払い						
既納回数 / 返済回数		/		/							
繰 上 償 還 前	貸付残額		年 月現在		円		年 月現在		円		
			償還猶予残額		円		経過利息		円		
			償還猶予残額		円		償還猶予残額		円		
繰入額				円				円			
繰 上 償 還 後	繰上償還後の貸付残額				円				円		
	繰上償還後の返済回数				回				回		
	1回当たりの返済額				円				円		
所 属 所 記 入 欄	上記について、確認しました。 平成 年 月 日 所属所長氏名 (職印) 事務取扱者氏名 (印)										
	互 助 組 合 記 入 欄	毎 月 返 済	繰上償還前				繰上償還後				調 査
年 月現在				貸付残額				円			
返済経過利息				返済回数							
償還猶予残額				1回当たりの返済額							
貸付残額				円				受付日			
ボ ー ナ ス 返 済		年 月現在				貸付残額				円	
		返済経過利息				返済回数					
		償還猶予残額				1回当たりの返済額					
	貸付残額				円						

一部繰上償還のご案内

1 手続き

- (1) 本申出書を所属所（所属所長、互助組合事務取扱者）を經由して互助組合に提出してください。
- (2) 互助組合から所属所を經由して送付する「振込通知書」をもって指定する金融機関口座に振り込んでください。

2 申出書の提出

繰上償還を希望する月の15日（休祝日、日曜日及び土曜日の場合は前日）までに互助組合に提出してください。

3 返済金の振り込み

- (1) 繰上償還を希望した月の末日までに振り込んでください。
- (2) 期日以降に振り込みをした場合は、相当の利息を徴収します。

4 繰上償還できる貸付種別

生活資金、生活資金（災害）、生活資金（オートローン）、購入資金（物資購入）、奨学資金、入学資金、結婚資金、住宅資金、介護・看護資金。

5 繰上償還できる時期

毎年度5月から翌年2月（3月、4月を除く）。

6 繰入額について

(1) 繰入金額

返済方法	繰入金額
毎月返済のみ	10万円以上（1円単位）
ボーナス返済併用	20万円以上（1円単位）

(2) ボーナス返済併用の場合

- 毎月返済のみへの繰入れは出来ません。
- 繰入金額の2分の1以上をボーナス返済に関わる貸付金残額に繰入れてください。

(3) 償還猶予金がある場合

- 繰入金額は、償還猶予金の残額以上としてください。
- 毎月の「掛金及び弁済金内訳書」には償還猶予金の残額が記載されていませんので互助組合に確認してください。

7 繰上償還後の返済方法

(1) 繰り入れと返済方法の変更

返済方法	繰入の有無		返済方法の変更可否	
	毎月	ボーナス	毎月	ボーナス
毎月返済のみ	有		可	
ボーナス返済併用	無	有	可	可
	有	有	可	可
	有	完済	可	
ボーナス返済のみ		有		可

(2) 返済回数

- 毎月返済
繰上償還を希望する月における残りの返済回数以内で設定できます。
- ボーナス返済
繰上償還後の毎月返済の返済回数を6で除して得た回数以内で設定できます。
- 一旦短縮した返済回数は延長することはできません。

8 1回当たりの返済額

繰上償還後の貸付残額を貸付金に置き換えて賦金率を用いて1回当たりの返済額を計算してください。

9 償還猶予中の場合

償還猶予中は一部繰上償還できません。